

碧南市例規システム導入業務プロポーザル方式実施要項

1 業務名

碧南市例規システム導入業務

2 業務内容

別紙「碧南市例規システム導入業務仕様書」参照

3 目的

碧南市例規システム導入業務は、既存システムの契約満了に伴い新たな例規システムの導入を行うもので、今後10年程度の使用に耐え得る最適な受託者を選定し、更なる例規事務の効率化及び迅速化を図るため、以下のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定める。

4 受託者選定

プロポーザル方式による選考とし、提案書等及びプレゼンテーションの内容により、碧南市例規システム導入業務評価委員会において受託者を選定する。

5 参加資格

参加資格者は法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 碧南市契約規則第5条第1項及び第21条の規定による競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する希望営業種目の登録をしていること。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までにおいて、碧南市競争入札参加停止等措置要領（平成20年4月1日）第4条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。
- (4) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までにおいて、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 他の自治体において例規システムの導入実績があること。

6 システム運用開始日

令和5年1月1日

7 参加申出書の提出

本業務の受託を希望する者は、令和4年6月17日（金）午後5時までに参加申出書を記載の上、行政課に郵送（必着。配達証明に限る。）又は持参すること。

8 提案書

(1) 提出期間

令和4年6月24日（金）午前9時から令和4年7月15日（金）午後5時まで

(2) 提出部数

提案書及び参考見積書 各8部

(3) 提出方法

行政課に直接持参すること。

(4) 提案書の形態

A4サイズより大きいサイズの用紙を用いる場合は、Z折りする等の方法により全てA4サイズに収めた上で、以下の書類を提出すること。

ア 提案書（様式第4号）

提案書には、以下の事項を必ず記載すること。なお、提案書の作成に要する費用は参加者が負担するものとし、提出後の内容変更は認めない。また、提案書の返却は行わないものとする。

(ア) システム全体図

(イ) システム機能及び処理内容

(ウ) 開発体制、障害支援体制及びソフトウェアの保守

(エ) 導入スケジュール

(オ) システム構成（ソフトウェアのみ）

(カ) セキュリティ対策

(キ) システム導入団体の実績一覧表

(ク) 自由提案

別紙「碧南市例規システム導入業務仕様書」記載以外の機能で、市に提案があれば記載すること。

イ 参考見積書（任意様式）

見積対象の範囲及び条件は、次のとおりとする。なお、見積金額の算出にあたっては、現行例規本数、年間更新本数等を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む5年間の必要経費を算出すること。なお、受託予定者として選定された場合は、再度見積りを依頼することがある。

(ア) 見積対象の範囲

a 初期構築費用

(a) システム構築費用（現行例規950本、過去原議1,500本で積算すること。）

(b) サーバ設置費用

b 維持管理費用

(a) システム使用料及び保守料

(b) 更新データ作成費用（年間120本で積算すること。）

(c) 例規集データ公開用システム作成費

c 法令改廃情報提供費用及び法制執務支援費用

(a) 法令改廃情報提供システム使用料

(b) 法制執務支援費用

d その他費用

(イ) 条件

a 市の予算（税込み）

令和4年度 462,000円

令和5年度から令和8年度 各年度 1,848,000円（予定）

令和9年度 1,386,000円（予定）

計 9,240,000円

受託者は、各年度の予算の範囲内で業務を実施するものとし、契約締結後、更新データの増減による追加請求及び返金はしないものとする。

b 契約

本業務の契約期間は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間とする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）なお、契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約

を解除することがある。

(ウ) 参考

現行例規数 計 9 1 1 本

内訳 条例 2 1 6、規則 1 6 1、規程その他 5 3 4（廃止含む。）

年間更新 計 1 2 0 本程度

過去原議 1, 3 6 6 本

※令和 4 年 3 月 3 0 日現在

(6) 質問及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問は、別紙質問書に準じた様式に記載し、次により質問すること。

ア 質問書の提出方法

質問書に必要事項を記載し、電子メールにて行政課宛へ送付し、メール着信の電話確認を行うこと。なお、電話等による質問には回答しないものとする。

イ 質問期限

令和 4 年 6 月 6 日（月）から同年 6 月 2 9 日（水）午後 5 時まで（必着）

ウ 回答方法

令和 4 年 7 月 6 日（水）までに、全ての参加事業者へ電子メールにより回答する。

エ その他

受付期間経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した提出方法以外での質問は受け付けしない。

9 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

令和 4 年 7 月 2 6 日（火）午後に碧南市役所 4 階庁議室にて実施。なお、開始時間等の詳細については後日連絡する。

(2) 方法

1 事業者の提案は 1 時間程度以内とし、質疑は 1 5 分程度以内とする。プレゼンテーションに要する機器等は、事業者にて準備すること。また提案によるシステムの運用例をプレゼンテーションで実演し、導入後の業務手順を示すこと。

(3) 費用負担

プレゼンテーションに伴う費用負担は、各事業者で負担するものとする。

1 0 審査及び評価

(1) 審査方法

委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容、システム内容、業務サポート体制、価格等について総合的に判断し、受託者を決定する。

(2) 審査項目

- ア 例規・判例・原議検索機能
- イ 例規起案・改正機能
- ウ 例規審査機能
- エ 操作性・画面表示のわかり易さ
- オ 法令改廃・例規整備情報提供機能
- カ 新たな機能の提案
- キ システム導入のスケジュール
- ク 当市のルールにあった各種設定の可否
- ケ 組織・サポート体制
- コ ランニングコスト

(3) 結果通知

審査結果は、各参加者に書面により通知するとともに、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）に基づき選定結果をホームページ上に公表する。この場合において、選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日後の日の午後5時までに書面（様式は自由）を持参して提出すること。なお、回答についても提出者に書面により通知する。

(4) 審査に対する異議申し立ては受け付けない。

1 1 契約の締結

受託者選定後、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）に基づき、速やかに契約を締結する。

1 2 対応窓口

- (1) 担当部署 総務部行政課行政係
- (2) 担当者名 杉浦・齋藤
- (3) 連絡先等 〒447-8601 碧南市松本町28番地

碧南市総務部行政課行政係

電話 0566-95-9872

FAX 0566-48-0107

Mail gyouseika@city.hekinan.lg.jp